4th APWS 成果文書の策定プロセス及び分科会

4th APWS 合同運営委員会

1. 4th APWS 成果文書(熊本宣言)の策定

- ① APWF 事務局が、1) 熊本市、2) 関係省庁会議・国内学識者、3) 4th APWS 合同実行委員会メンバー、4) APWF メンバー機関、5) 各テーマ別分科会主催・共催機関の意見を聞きつつ、4th APWS の成果文書(以下、熊本宣言という)の原案を作成する。
- ② 熊本宣言 (原案) が、上記関係者 $(1 \sim 5)$ から基本的な合意を得られた後、 4th APWS の参加対象国 (49) か国)に対して意見照会を行う。
- ③ APWF 事務局は、各国からの意見を踏まえて熊本宣言(案)を作成し、上記 関係者(1~5)及び 4th APWS の参加対象国とともに内容の精査を行う。
- ④ 関係者等と調整が整った熊本宣言(案)は、4th APWSの第1日目午後に開催されるハイレベル円卓会議において、最終確認・採択を行う。

第 4 回アジア・太平洋水サミット (4th APWS)

第1回合同実行委員会

2. 分科会

- ・ 分科会トピックスは、4th APWS のテーマである「持続可能な発展のための水〜実践と継承〜」又は、熊本宣言の内容に関するもので、具体的な事例、施策等、熊本宣言を実践する上で、アジア太平洋地域各国にとって有効なものとする。
- ・ 2019 年 9 月頃より、分科会主催機関の募集開始し、2019 年内に、分科会主 催機関を決定する予定。
- ・ 分科会主催希望数が多い場合、新たに分科会を開催できる時間と場所を検討 する。

第3回サミットを踏まえた分科会トピックス(案)

3rd APWS で採択された「ヤンゴン宣言」を参考に、以下 4 つを柱とする(案)①「健全な水循環管理」

(例) 地下水流域管理、生態系や貧困層にも配慮した持続可能な河川管理とダム開発、持続可能な湖沼流域管理、渇水リスク下における水と食料の安全保障

②「ガバナンスと包括的な開発」

(例) 持続可能な水供給に関する運用・管理とまちづくり、汚水管理主流化に かかる制度設計とその実施、途上国貧困農村コミュニティにおける水と衛 生へのアクセスと教育、水関連災害リスク管理・気候変動対策実施のため の科学技術とガバナンス

③「水関連 SDGs 達成のための金融手段による解決策と投資」

(例) 水関連 SDG 達成のための金融手段:新たな資金メカニズムと民間企業の参画、ライフサイクルコスト評価に基づく調達の促進、民間企業による ESG 投資と持続可能な調達

④「全てのレベルにおける水協力」

(例) アジア太平洋地域における「国際行動の 10 年:持続可能な発展のための水」の実施、アジア・太平洋地域各サブ地域に焦点を当てたセッション